

建設水道常任委員会会議記録（概要）

平成27年3月5日（木）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○議案第48号「市道路線の認定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

幅員が4mであるが説明を伺いたい。

佐久間建設総
務課長

所沢市私道寄附採納要綱で4m以上4.2m未満の道路については、寄附採納後、生活道路拡幅整備要綱の適用を受けるという条件で、建て替えをする時には道路の中心から2.1mまで後退するという承諾を得ていることから、道路認定をお願いしたものです。

石本委員

4mと4.2mの二重基準ということなのか。

佐久間建設総
務課長

生活道路拡幅整備要綱ができる以前は、建築基準法の規定により4mの私道はかなりあります。生活道路拡幅整備要綱制定以降の道路は、4.2m以上を要件としました。

石本委員

どちらかが20cm後退するのか、10cmずつ後退するのか分からな

いが、認定の際に市は把握しているのか。

佐久間建設総務課長 道路認定については、地権者全員から同意をもらっており、中心線を決めてそれぞれ10cmずつということになっています。

杉田委員 認定しようとしている市道1-886号線の起点と終点に接している市道があるが、それぞれ幅員は何メートルなのか。

佐久間建設総務課長 市道1-223号線認定幅員は1.8m、市道1-225号線は2.7mです。

杉田委員 接続している道路があり、通り抜けているので寄附を受けるということでよろしいか。

佐久間建設総務課長 そのとおりです。

荒川委員 いつ寄附申請があったのか。

佐久間建設総務課長 平成24年12月に市が寄附を受け入れられるか調査の申し出があり、現地確認し、測量図の作成などの寄附採納の条件を提示し、地権者より平

成26年11月に本申請の提出がありました。

石本委員

平成24年11月の調査の段階は、生活道路の幅員は4.2mなのか。

佐久間建設総

そのとおりです。

務課長

荒川委員

平成24年の前には何度か相談等の動きはあったのか。

佐久間建設総

何度か相談がありました。

務課長

高橋建設部長

この道路は、権利の関係が残っていますが、現況は4.2mの幅員があり後日工事して後退するということはありません。両側の10cm分は、分筆もされております。抵当権があると寄附が受けられないので、それがなくなれば、この分も寄附されます。その後は4.2mの幅は確保されます。私道の寄附に関する一般論としてはこれまで建設総務課長が説明したとおりです。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第48号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時8分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時10分)

○議案第44号「所沢市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例
制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

荒川委員

これまで建築主は所沢市の建築主事又は民間の指定確認検査機関を通じてしか県に構造計算適合性判定申請ができなかったが、改正後は建築主が直接県に申請できるようになった。そのため、建築主が所沢市又は検査機関に手数料を支払う必要がなくなるということでしょうか。

森沢建築指導
課長

そのとおりです。

荒川委員

建築主は市に手数料を支払う必要はないが、県に支払うということになるのか。

森沢建築指導
課長

県が指定している民間の判定機関に支払いをすることになります。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第44号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時13分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時15分)

散 会 (午前10時32分)